

## 安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の多様な課題解決や地域活性化のため、町と協働して主体的に行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とし、その交付に関しては安八町補助金等交付規則（昭和58年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体等(以下「団体等」という。)は、安八町内に勤務若しくは住所を有する者又は次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 町内に活動拠点を有し、自主的にまちづくりに貢献する活動を行っていること又はこれから行おうとすること
- (2) 町民を含む3人以上で構成された組織であること。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。
- (4) 予算・決算等の事務が適正に行われていること又は行われる見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、団体等は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者及び団体構成員全員が安八町暴力団排除条例（平成24年安八町条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 政治、宗教、選挙活動を目的として活動していないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、町長が定める分野に基づき、団体等が具体的な提案を行い実施する事業又は団体等の自由な発想により提案を行い実施する事業であって、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する事業及び町長が提示する地域の多様な課題解決や地域活性化のため、団体が町と協働して主体的に行う事業とする。

- (1) 地域活性化に関する事業
- (2) 地域社会の健全化に関する事業
- (3) 人と人の交流を促進する事業
- (4) その他協働事業としての性格を有する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- (4) 実施を伴わない提案を内容とするもの

- (5) 国、地方公共団体及びその他外郭団体から当該事業に対し助成等を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) その他町長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 団体等の維持に係る経常的な経費
- (2) 団体等の構成員に対する報償費及び謝礼
- (3) その他補助することが適当でないと思えられる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、別表に定めるところにより、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、町長が定める期限までに安八町活力溢れるまちづくり補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、協働事業の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、事業終了後、安八町活力溢れるまちづくり補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第6号)
- (2) 決算報告書及び補助事業の経費に係る領収証の写し
- (3) 補助事業の実施内容が分かる写真、資料等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、安八町活力溢れるまちづくり補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときには、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、当該補助金の概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、安八町活力溢れるまちづくり補助金概算払請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助事業を実施しなかったとき。

(3) 申請の内容と事実が著しく異なったとき。

(4) その他町長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されている場合又は交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、安八町活力溢れるまちづくり補助金返還命令通知書(様式第11号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(第5条関係)

区 分	町民提案型	行政提案型
補助金の額	対象経費の1/2以内	対象経費の10/10以内
上 限 額	10万円	町長が提示する額
対 象	個人・団体	団体

年 月 日

安八町長 様

（所在地）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

安八町活力溢れるまちづくり補助金交付申請書

安八町活力溢れるまちづくり補助金の交付を受けたいので、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
補助金交付申請額	金 _____ 円
補助対象事業 (該当するものに○を付けてください。)	(1) 町民提案型協働事業 (2) 行政提案型協働事業
事業の目的及び内容	

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 構成員名簿（団体の場合）
- (3) 定款又は会則等（団体の場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類

事業計画書

事業名		
事業の期間		年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施場所		安八町
事業の目的及び内容		
申請 団体等 の 概要	申請団体名	
	代表者名	
	活動拠点所在地	
	設立年月日	年 月 日
	構成員数	人
	これまでの主な活動	

(その2)

収支予算書

【収入の部】

(単位:円)

項目	予算額	説明 (積算基礎等)
合計		

【支出の部】

(単位:円)

項目	予算額 [内対象経費]	説明 (積算基礎等)
合計		

交付申請金額

	円
--	---



様式第3号（第6条関係）

誓 約 書

安八町長 様

安八町活力溢れるまちづくり補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 申請書類の記載内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 申請内容に虚偽が判明した場合は、当該助成金の返還に応じます。
- 申請者及び団体構成員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有する者ではありません。

年 月 日

<申請者>

所在地

団体名

代表者

印

第 号  
年 月 日

様

安八町長

安八町活力溢れるまちづくり補助金  
交付（不交付）決定通知書

安八町活力溢れるまちづくり補助金について、次のとおり決定したので安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

審査結果	交付 不交付
交付決定金額	円
交付条件	1 虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 町長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
不交付の理由	

年 月 日

安八町長 様

（所在地）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

安八町活力溢れるまちづくり補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業を完了したので、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	
交付決定額	金 _____ 円

添付書類

- （1）事業報告書（様式第6号）
- （2）補助事業の経費に係る領収証の写し
- （3）補助事業の実施内容がわかる写真、資料等
- （4）その他町長が必要と認める書類

事業報告書

事業名		
事業の期間		年 月 日～ 年 月 日
事業実施場所		安八町
事業の目的及び内容		
申請 団体等 の 概 要	申請団体名	
	代表者名	
	活動拠点所在地	
	設立年月日	年 月 日
	構成員数	人
	これまでの主な活動	

(その2)

収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

項目	決算額	説明
合計		

【支出の部】

(単位:円)

項目	決算額	説明
	[内対象経費]	
合計		

交付決定額

	円
--	---

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

安八町長

安八町活力溢れるまちづくり補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定された安八町活力溢れるまちづくり補助金の交付対象事業に係る交付額について、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第9条の規定により、金 円に確定したので通知します。

年 月 日

安八町長 様

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

印

(電話番号)

安八町活力溢れるまちづくり補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付の確定を受けた事業について、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業名	
請求金額	金 _____ 円
交付確定額	金 _____ 円
受領済み額	金 _____ 円

振込先

金融機関名		本・支店名	
口座番号		種別	普通・( )
フリガナ			
口座名義			

年 月 日

安八町長 宛

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

印

(電話番号)

安八町活力溢れるまちづくり補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業名	
請求金額	金 _____ 円
交付決定額	金 _____ 円

振込先

金融機関名		本・支店名	
口座番号		種別	普通・( )
フリガナ			
口座名義			



様式第10号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

安八町長 堀 正

安八町活力溢れるまちづくり補助金交付決定取消通知書

先に決定（ 年 月 日付 第 号）した標記の件につきまして、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき交付決定の取り消しを通知します。

交付決定取消額 \_\_\_\_\_ 円

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

様

安八町活力溢れるまちづくり補助金返還命令通知書

安八町長 堀 正

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した、安八町活力溢れるまちづくり補助金について返還されたく、安八町活力溢れるまちづくり補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき請求します。

記

- 1 交付取消決定額 金 円
- 2 返還方法 ( 課へ持参し納付書にて返還)